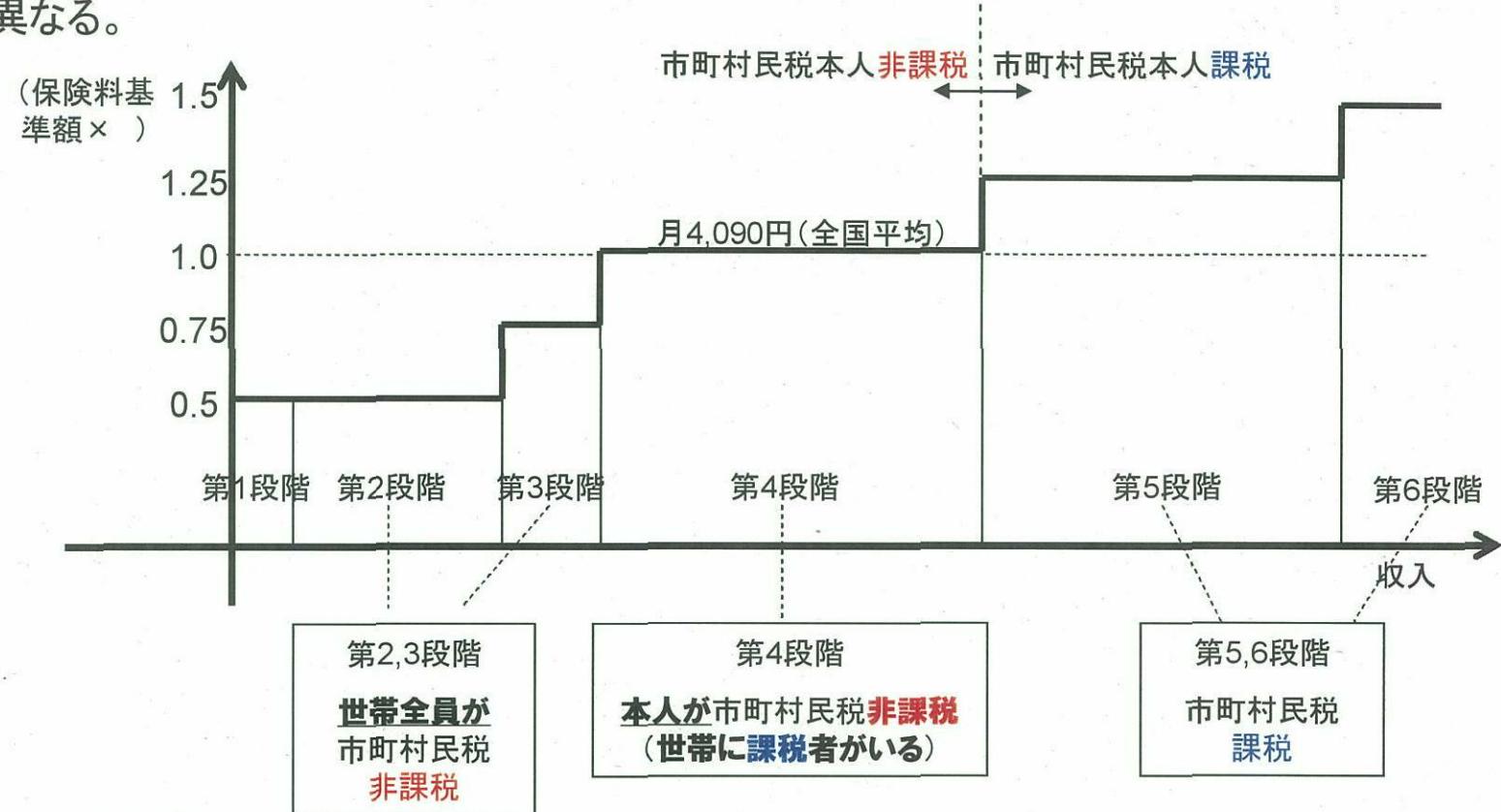


賦課単位(世帯・個人)等について (保険料)

(1) 現行制度について(世帯概念関係)

①段階別定額制における世帯概念

現行の段階別定額制において、本人が市町村民税非課税であっても、世帯に課税者が居るか否かによって保険料段階は異なる。



②世帯主の連帯納付義務

普通徴収に係る保険料の納付義務者は、介護保険法第132条において、第1号被保険者本人とされ、さらに、徴収の確定性を期すため、世帯主及び配偶者の一方が連帯納付義務者とされている。

※介護保険法上の「世帯」の解釈

世帯の概念について、介護保険法上の規定はないが、住所の場合と同様に一義的には住民基本台帳法にいう世帯(世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位をいう。)をもって介護保険法上の世帯となる。

(2) 現行の世帯概念に関する考え方について

- 介護保険制度は、公的年金制度の充実や成熟化に伴う近年の高齢者の経済的、社会的自立を踏まえ、それまでの措置制度を改めて、高齢者の自立を支援するという基本的な考え方方に立ち、高齢者自身が保険料を納める一方で、必要な保険給付を受けるという社会保険制度へ転換するもの。
- このため、保険料の賦課・徴収、保険給付等の取扱いについて、高齢者個人を基本とすることが適当であることとされたもの。なお、被保険者が2種類に分かれていることから、世帯単位に取り扱うことは実務上難しい面がある。
- 介護保険料を段階別定額制にした主な理由は、第4回提出資料「定額制又は定率制等について」にあるとおり、できる限り低所得者にきめの細かい配慮をするとともに、市町村が保険料賦課をするに当たって新たな事務負担が可能な限り生じないようにすることが要請されたこと等による。その際、当時、4分の3が市町村民税非課税者であったため、個人単位の保険料徴収原則を一部修正して、世帯による保険料負担能力を加味することにより、市町村民税世帯非課税者の負担をさらに軽減したものである。
- また、個別で見た場合には、無年金者なども存在し、当該個人の所得のみをもってしては、必要な負担をすることができないケースも存在する。

こうしたケースについては、通常、当該高齢者の属する世帯全体でその生計が維持されており、当該高齢者が無資力であることをもって、介護保険の適用除外等とすることは適当でないことから、生計を一にする世帯全体でカバーされることが適当であると考えられる。

個人単位の加入を原則とする他の社会保険制度等においても、保険料等について、被保険者や加入者自らが負担できないと考えられる場合において、補完的な位置付けとして、「世帯」ないしは「世帯主」を位置付け、保険料の連帯納付義務を課している。

こうしたことから、介護保険料についても連帯納付義務を課している。

- 実際、当該世帯の他の構成員にとっても、当該高齢者に保険給付が行われることにより、介護負担が軽減されるなど受益が生じており、世帯員がこうした補完的な役割を負うことは受容されるべきもの。

(3) 現行制度について指摘されている問題点

- 保険料段階に世帯概念を用いていることにより、いわゆる逆転現象が起きること。

世帯A	夫160万円 (第3段階)	妻70万円 (第2段階)	計230万円
世帯B	夫220万円 (第5段階)	妻0円 (第4段階)	計220万円

世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

- 世帯分離を増加させているという指摘がある。
- 「個人単位での賦課」と説明しつつ、世帯概念を用いていることが、住民に分かりづらい。

(4) 他制度について

① 国民健康保険料

○世帯単位で賦課。(世帯主に賦課)

(低所得者の保険料減額賦課も世帯単位で行う。)

【考え方】

国保の医療給付という受益は所得のない家族被保険者にも及ぶものであり、それは結局世帯全員の経済効果となつて現れ、主たる生計維持者である世帯主に帰属するという見地。

② 後期高齢者医療

○被保険者個人単位で、賦課。

【考え方】

公的年金制度の充実や成熟化に伴う近年の高齢者の経済的、社会的自立を踏まえ、また、世代間・世代内での負担の公平化を図る観点から、高齢者一人ひとりに保険料を負担していただくという考え方。

○低所得者については、保険料を減額賦課する。(所得は世帯単位でみる)

世帯主及び世帯に属する被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が一定の基準に該当する世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額を減額する。

(参考)

○介護保険法

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 (略)

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第132条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者の方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

(参考)

◎介護保険法施行令
(保険料率の算定に関する基準)

標準的な6段階設定

第38条 各年度における保険料率に係る法第129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日ににおける次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(…)

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(…「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要とする状態となるもの

□ 被保護者

ハ 要保護者であって、…

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であって、…前年中の公的年金等の収入金額及び…前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり…

□ 要保護者であって、…

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

□ 要保護者であって、…

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ …地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

□ 要保護者であって、…

五 次のいずれにも該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額(省令で200万円)未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

□ 要保護者であって、…

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。